

令和6年度第3回船橋市地域包括支援センター運営協議会議事録

(令和7年1月24日作成)

1 開催日時：令和7年1月23日（木）13時50分～14時20分

2 開催場所：職員研修所501会議室

3 出席者

(1) 委員

土居良康委員（会長）、山口定之委員（副会長）、結城康博委員、藤平崇志委員、鈴木康友委員、内山弘子委員、吉田綾子委員、文川和雄委員、川端心委員、島田晴美委員、三井陽子委員、乾麻由美委員、根本明子委員

(2) 市職員

高齢者福祉部長、福祉サービス部長、指導監査課長、指導監査課長補佐、介護保険課長、高齢者福祉課長

(3) 事務局

地域包括ケア推進課職員（5名）

4 欠席者

なし

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

(1) 介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について 公開

(2) 令和6年度委託型地域包括支援センター事業評価について（第3四半期終了時） 公開

(3) 船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合による職員の員数、職種を定める要綱の一部改正について 公開

(4) 令和7年度地域包括支援センターの重点事業について 公開

(5) 令和5年度地域包括支援センター事業報告及び収支決算について 公開

6 傍聴者数3名

7 決定事項

- (1) 介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について
(承認事項)
- (2) 令和6年度委託型地域包括支援センター事業評価について(第3四半期終了時)
(承認事項)
- (3) 要綱改正について
(報告事項)
- (4) 令和7年度地域包括支援センターの重点事業について
(承認事項)
- (5) 令和5年度地域包括支援センター事業報告書及び収支決算について
(報告事項)

8 その他

なし

～令和6年度第3回船橋市地域密着型サービス運営委員会議事～

○事務局（司会）

それでは、令和6年度第3回船橋市地域包括支援センター運営協議会を始めさせていただきます。本協議会で使用する資料は赤のインデックスがついた資料となります。

本日の傍聴者希望者は、3名いらっしゃいます。会長、入室していただいてよろしいでしょうか。

○会長

はい。それでは傍聴者3名の入室を許可します。

○事務局（司会）

それでは、これ以降の議事につきましては、船橋市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第4条に基づき、会長が議長となり、進行していただくことになっております。会長、よろしくお願ひいたします。

○会長

わかりました。

ただ今より、令和6年度第3回船橋市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。それでは議題にそって審議を進めていきたいと思ひます。

議題（1）「介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について」事務局から説明してください。

○事務局（地域包括ケア推進課）

赤のインデックス1をご覧ください。介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について説明いたします。

地域包括支援センターでは、高齢者の総合相談や権利擁護などの包括的支援事業のほか、要支援のケアプラン作成を行う指定介護予防支援事業及び総合事業に係る介護予防ケアマネジメント業務を行っております。

いずれの業務もその一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるとされております。

資料に記載がありますとおり、既に211事業所について委託の承認をいただいておりますが、今回、新たに市内7事業所、市外5事業所について、ご承認をいただきたいと思います。なお、事業所の詳細については資料のとおりになります。

事後承認となりますが、いずれの事業所も中立性、公平性を確保できるものと考えておりますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

説明については以上です。会長よろしくお願いたします。

○会長

はい。それでは本件につきまして、皆様よりご質問ご意見がございましたら、お願いたします。

○会長

皆様よろしいでしょうか。それでは、本協議会として、「介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について」これを承認するものといたします。

○会長

引き続き、令和6年度委託型地域包括支援センター事業評価について（第3四半期終了時）お願いたします。

○事務局（地域包括ケア推進課）

赤のインデックス2番。第3四半期終了時に報告させていただき趣旨でございますが、委託型地域包括支援センターについては公募により委託法人を選定し、選定後6年間はセンター運営が適切に行われているということを条件に毎年度随意契約をおこなっております。令和7年度においても随意契約するものとしてよろしいか本協議にご審議をいただくものでございます。

資料の全体構成ですが、前半部分は行政評価の結果・総括表となっております、15ページ以降が各センターの事業報告となっております。

1ページ目。行政評価の結果を記載しております。

この行政評価でございますが、大きく2つで構成されております。地域包括支援センターの基本業務である「基本点」と、市で設定した重点事業及びセンター独自の取り組みを評価するセンター事業による「成果点」となっており、その下に総合得点が記載されております。

各センターそれぞれの評価点については、表のとおりとなっております。1ページ目の「3. 行政評価結果の推移」以降に、それぞれのセンターの年度ごとの評価点の推移を記載しております。

4ページ目、それぞれの項目・実施基準・評価の考え方を記載しております。センターが自己評価を行い、それに対して行政が評価をおこなうものでございます。

今回は、第3四半期終了時の評価となりますので、第4四半期終了時において実施に至れば評価が変更となる可能性がある項目があることをご了承いただければと思います。

各センターの事業報告内容について、詳細な説明は割愛させていただきますが、地域の団

体や民生委員の方々と連携を強化しながら、高齢者の方々の支援に努めています。資料の説明につきましては以上となりますが、事前に委員の方から質問をいただいておりますので、この質問の内容と回答をさせていただきます。

質問の内容は事業評価についてです。

この事業評価について、これだけの内容の行政評価を実施するのは、報告書を作成する地域包括支援センターにとっても、また、評価を行う行政にとっても相当な労力がかかるものと思われる。もっと簡略化してもよいのではないか。

また、国からの通知でも評価は柔軟な対応を行うように記載されているが、船橋市はどのように対応していく予定か。

加えて、直営地域包括支援センターについては、評価を行わないのか。

こちらにつきまして回答させていただきます。

評価の方法につきましては、国からの通知にのっとり、市の評価方法も見直すべきと考えており、現在検討を進めているところでございます。

既に周辺自治体の評価様式も提供してもらっており、より負担が少なく効果的な評価を行えるよう検討を進めてまいります。

また、直営地域包括支援センターの評価については、別途国の評価様式に沿った評価を行い、県及び国に報告しております。

今後、先ほど申し上げた評価方法の見直しと併せて直営地域包括支援センターの評価方法についても、一体的に行うことを含めて検討してまいります。

議題2につきましては、以上でございます。会長、どうぞよろしく申し上げます。

○会長

はい。それでは本件につきまして、皆様よりご質問ご意見がございましたら、お願いいたします。

○会長

評価をした後、基準を満たしている、満たしていないを判断する基準はありますか。また、その結果を踏まえ、各地域包括支援センターは改善に向けた動きをしますか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

評価結果については、地域包括支援センター運営協議会の資料としてホームページに掲載するとともに、受託法人に評価結果を伝えています。

受託法人はその評価結果を基に、弱い部分や改善すべき部分などについては、次年度以降

の事業計画に反映させ、強化していくようお願いしております。

○会長

改善しなければならない点数基準はないのでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

明確な基準点はありません。

○会長

評価結果を受け取った法人が、自分たちの点数を見て改善すべき点等を判断していくということですね。

○事務局（地域包括ケア推進課）

おっしゃるとおりです。

○会長

皆様よろしいでしょうか。それでは、本協議会として、令和6年度第3四半期終了時における委託型地域包括支援センター事業評価について報告を受け、令和7年度の委託継続について、これを承認するものとしたします。

○会長

続きまして、議題の（3）船橋市地域包括支援センターの職員の基準等に関する要綱改正についてご説明をお願いします。

○事務局（地域包括ケア推進課）

議題3赤のインデックス3番。船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合による職員の員数、職種を定める要綱の一部改正についてです。

まず概要についてです。

令和6年8月5日付厚生労働省老健局通知により、地域包括支援センターに配置する職員のうち、「主任介護支援専門員に準ずる者」について、新たな要件が追加されたことに伴い、本市の要綱を改正する必要性が生じたものです。

次に改正内容及び改正理由についてです。

これまで、要綱において「準ずる者」の規定先を船橋市地域包括支援センターの職員に係

る基準等を定める条例としていましたが、先日の臨時協議会でご審議いただいたとおり、当該条例を令和7年4月1日施行予定で省令準拠方式に改正することとなっているため、これに併せて要綱の規定先を省令に変更するものです。

もう一つの改正内容が、先ほど申し上げた主任介護支援専門員に準ずる者の要件を追加するものです。これは、国からの通知により、新たな要件が追加されたことに伴う改正となっています。

具体的な内容は資料に記載のとおりとなっています。これにより、主任介護支援専門員に準ずる者として地域包括支援センターに勤務できる要件が広がることとなります。

詳細な条文や新旧対照表も添付しておりますので、適宜ご確認いただけますと幸いです。議題3につきましては、以上でございます。会長よろしく申し上げます。

○会長

はい。それでは本件につきまして、皆様よりご質問ご意見がございましたら、お願いいたします。

○会長

皆様よろしいでしょうか。それでは、要綱改正について報告を受けたものといたします。

○会長

それでは、引き続き、令和7年度地域包括支援センターの重点事業についてご説明をお願いします。

○事務局（地域包括ケア推進課）

次に議題4、令和7年度の地域包括支援センター重点事業について、報告いたします。資料の赤のインデックス4番になります。

重点事業でございますが、当該年度において、特に重点的に取り組む必要があるものを設定しまして、市としての推進を図るものでございます。

令和7年度の重点事業のテーマとしましては、令和6年度と同様に「認知症総合支援業務」とさせていただきます。

選定の趣旨ですが、船橋市では「認知症の人にやさしい船橋」を目指し、認知症初期集中支援チームの設置、認知症家族交流会、認知症カフェの開設支援、認知症高齢者徘徊模擬訓練の実施、認知症サポーター養成講座の実施など様々な取り組みを実施しており、さらに認知症サポーターの活用促進として、チームオレンジの体制整備を進めてきたところですが、国においても「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和6年1月より施行さ

れ、認知症施策の重要性が高まっております。認知症になっても、ご本人やご家族が安心して暮らせる地域を実現するため、今後地域包括支援センターの役割はさらに重要となっていくため、認知症総合支援業務を次年度の重点課題としました。

具体的な視点は3点ございます。

1. 本人の意思を尊重した認知症相談支援の実施
2. 認知症への理解を深めるための普及・啓発
3. 地域での見守り体制の構築

以上の3点を具体的な視点として設定しております。

議題の4については、以上となります。会長、よろしく願いいたします。

○会長

それでは皆様、いかがでしょうか。本件について、何かご質問・ご意見がございましたらお願いします。

○会長

皆様よろしいでしょうか。それでは、本協議会として、令和7年度地域包括支援センターの重点事業について、これを承認するものといたします。

○会長

それでは、引き続き、令和5年度地域包括支援センター事業報告書及び収支決算についてご説明をお願いします。

○事務局（地域包括ケア推進課）

議題5、赤色インデックス5、令和5年度の地域包括支援センター事業報告書及び収支決算について、説明させていただきます。

こちらにつきましては決算額の内容以外は、今年度5月に開催した第1回運営協議会にて報告しておりますので、本日は主要な決算額についてのご報告とさせていただきます。

なお、収支の決算につきましては、市議会及び本協議会開催時期の関係から今回の報告となっておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、地域包括支援センター運営協議会の開催実績でございます。

令和5年度は、全体で5回開催しており、決算額は444,672円となります。

次に、直営の地域包括支援センターに係る経費です。直営の地域包括支援センター職員の人件費及び地域包括支援センター運営費により構成されております。

地域包括支援センターに係る経費については、介護保険事業特別会計より支出することと

なりますが、それぞれの業務に応じ、包括的支援事業と介護予防・生活支援サービス事業とで支出する項目が分かれております。

これは、直営の地域包括支援センターに限ったことではなくて、委託型地域包括支援センター及び在宅介護支援センターについても同様に整理しているところでございます。金額は記載のとおりでございます。

続きまして、3ページ。1の介護予防ケアマネジメント事業です。

基本チェックリストの実施並びに要支援1、2と認定された者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対する介護予防ケアマネジメントを実施したものでございます。決算額は4ページの中段に記載がございまして、129,317,377円となっております。

続きまして、6ページ。在宅介護支援センター運営事業でございます。

在宅介護支援センターは、地域包括支援センターの「協働機関」として、地域の身近な相談窓口としての役割を担っております。現在は、15か所のセンターを運営しております。

在宅介護支援センターに係る決算額は、127,717,529円となっております。

8ページ。権利擁護事業でございます。

高齢者虐待防止関係といたしまして、高齢者の予防と早期発見・早期対応・再発防止を図るため、また「認知症初期集中支援チーム」の適切、公正かつ中立な運営を確保するため、高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会を1回、高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議を6回、開催いたしました。

こちらの事業の決算額につきましては、963,400円でございます。

9ページ包括的・継続的ケアマネジメント支援事業でございます。

包括的・継続的なケア体制の構築、介護支援専門員のネットワークの構築等を行う事業でございます。

令和5年度は、船橋市介護支援専門員協議会様との共催により介護支援専門員向けの研修を2回、主任ケアマネジャー向けの地区研修会を5回開催しております。実績等は記載のとおりとなっております。決算額は、237,607円となっております。

11ページ認知症総合支援事業の内、認知症初期集中支援チームについて報告いたします。

認知症初期集中支援チームは、令和3年度より市内5チームを高齢者人口で2グループに分け、それぞれのグループにチーム医を配置するという運用となっております。

こちらの事業の決算額は、1,165,000円でございます。

12ページ地域ケア会議推進事業でございます。

地域づくりの一環といたしまして、また地域ケア会議の普及啓発を目的として、地域ケア会議が主体となり講演会等の開催や、自立支援ケアマネジメント検討会議、地域ケア会議事務局向け研修会に係わる事業でございます。決算額は15ページに記載しておりますが、1,792,200円となります。

同じく15ページ地域包括支援センター委託事業でございます。

事業報告等は先ほどさせていただいておりますので、決算額のみ報告させていただきます。こちらは9か所の委託地域包括支援センターの事業といたしまして、422,753,740円でございます。

16ページ指定介護予防支援事業です。

要支援1・2と認定された者に対する介護予防支援を実施したものでございます。こちらで計上されている主な事業費は、直営の地域包括支援センター5か所が指定居宅介護支援事業所に委託した際の委託料で、それらも含めた決算額は、19,766,836円となります。

収支決算（総括表）になります。

地域包括支援センターに係る歳入及び歳出を取りまとめたものでございます。

主な内容についてはさきほどまでに、ご説明させていただいておりますので、こちらについては、のちほどご確認いただければと思います。

議題5の説明については以上となります、会長よろしく申し上げます。

○会長

それでは皆様、いかがでしょうか。本件について、何かご質問・ご意見がございましたら申し上げます。

○会長

皆様よろしいでしょうか。それでは、本協議会として、令和5年度地域包括支援センター事業報告書及び収支決算について、報告を受けたものといたします。

○会長

よろしければ、引き続き事務局から、その他連絡事項をお願いします。

○事務局（地域包括ケア推進課課長補佐）

次回の定例会の開催につきましては、5月頃の開催を予定しております。日程の詳細等が決まり次第、ご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、議事録等の校正依頼につきましては、改めて郵送させていただきます。期限を設定させていただき、訂正がある場合のみご連絡をいただくような形を考えておりますので、お手数ですがどうぞ宜しくお願いいたします。

それではこれもちまして、令和6年度第3回船橋市地域包括支援センター運営協議会を閉会いたします。ありがとうございました。